

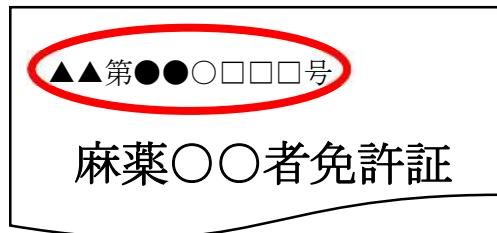
## 麻薬処方箋には、免許番号の記載が必要です

麻薬処方箋の記載不備（記載漏れ・有効期間の終了した免許番号の記載等）、麻薬免許のない医師による麻薬処方箋の発行などの麻薬及び向精神薬取締法違反事例が発生しています。

来年（2026年）は、24・25・26から始まる免許番号が有効です。

※免許番号の最初の2桁は、有効期間の始期（西暦）下2桁と同一です。

麻薬処方箋を受け付けた際は、**患者住所・麻薬施用者**の記名押印又は署名・麻薬免許番号が記載してあることを必ず確認するとともに、**有効期間の終了した麻薬免許番号**でないことを確認してください。



## 偽造処方箋にご注意ください!!

カラーコピーなどの偽造処方箋が薬局へ持ち込まれる事例が発生しています。

受け付けた処方箋に**不審な点**がある場合は、医師に疑義照会し、疑義を確認した上で、調剤を開始してください。

また、直ちに照会が不能な場合、当該麻薬処方箋を預かった上で、後刻来店を要請するなどの対応で不正を防止するようしてください。

偽造処方箋と判明した際には、速やかに県（警察・医薬安全課又は管轄の県保健所）に連絡してください。

### 《偽造処方箋を見分けるポイント》

- ・用紙サイズが異なっていないか。（通常より大きい・小さい、余白が不均一、斜めに印刷等）
- ・用紙の周囲は直線か。（ハサミで切ると、ギザギザになる等ゆがむことがある）
- ・印刷面に不自然な汚れ・線、とぎれなどがないか。
- ・正規処方せんに比べ、処方医の印影が暗くないか。裏面に押印のインクの浸透はあるか。
- ・患者の挙動に不審な点はないか。

### ＜よくあるご質問＞

◆期限切れの麻薬を廃棄したいです。

→期限切れの麻薬を廃棄する際は、予め麻薬廃棄届を提出し、県職員立会のもと廃棄してください。

◆誤調剤した麻薬を患者へ交付してしまいました。

→速やかに患者等へ連絡し、状況を確認の上、回収してください。回収した麻薬は麻薬廃棄届による廃棄手続きを行ってください。また、一部でも服用した場合は麻薬事故届を提出してください。

なお、誤調剤により交付した麻薬を麻薬処方箋に基づくことなく交換することはできません。麻薬を交付する場合は、新たな麻薬処方箋の交付を受け、調剤してください。

◆役員の変更がありました。届け出は必要ですか。

→麻薬小売業者役員変更届を提出してください。

## ○麻薬関係事務手続

		病院・診療所・動物病院等麻薬業務所			麻薬小売業者 開設者
		開設者	麻薬管理者	麻薬施用者	
麻薬業務所の移転 (県内に限る)		所有量届等	免許申請+ 業務廃止届	変更届	免許申請+ 業務廃止届、 所有量届等
麻薬業務所の 開設者変更	名称変更有	所有量届等	免許申請+ 業務廃止届	変更届	
	名称変更無			届出等不要	
麻薬業務所の名称変更		届出等不要	変更届	変更届	変更届
麻薬管理者・施用者の 氏名・住所変更			変更届	変更届	

※所有量、変更及び廃止届は事由発生後 15日以内に提出してください。

※廃止に伴い、他の麻薬取扱者に麻薬を譲渡した場合は、麻薬譲渡届を提出してください。

## ○麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記入例

品名 MSコンチン錠 10mg

年月日	受入		払出	残高	備考
	卸売	患者			
R7.10.1				10	前帳簿から繰越し
R7.10.1	100			110	〇〇会社から購入 製品番号 12346 納入日：R7.10.2
R7.10.2			18	92	〇山△夫（カルテ No.123）
R7.10.3		(15)		92	〇山△夫（カルテ No.123）より返納 R7.10.3 15錠全て廃棄 立会者署名 R7.10.23 調剤済麻薬廃棄届出
R7.10.31			10	82	陳旧のため廃棄 R7.10.23 麻薬廃棄届提出 立会〇〇保健所 △山△男 印
R8.11.1			1	81	1錠所在不明 R7.11.2 事故届提出

日付は譲渡証の日付  
備考に実際の到着日

調剤済麻薬を患者や  
その遺族から譲渡さ  
れた時、廃棄する場  
合は残高に加えず（）  
で記載

期限切れ麻薬など  
は、あらかじめ届出  
て廃棄

所在不明等の事故  
は、速やかに届出

※帳簿の訂正は、管理者が二本線で抹消して訂正印を押印し、その脇に正しい文字等を記載すること。

※大量バイアルを分割して施用する場合には、別口座を設けて、バイアル（V）での管理からmLでの数量管理を行い、患者ごとに麻薬帳簿に記載すること（品名、剤型、濃度別に分ける）。

※液剤の秤量誤差や自然減量により帳簿を訂正する場合は、管理者とその他の者の2名立会で記名押印すること。

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の管理は、手引きを参考にしてください。

「医療機関及び薬局における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱いの手引き」

愛知県 麻薬 手引き

検索

